

町田市におけるいじめ未然防止等に関する取組について

2020年11月に、市立小学校の当時小学6年生の女子児童が自死した事案が発生し、町田市教育委員会では、本事案発生後から、いじめ未然防止等に関する様々な取組を実施してきた。また、2024年2月21日に町田市いじめ問題調査委員会から市長に、本事案に関する調査の答申がなされた。改めて、これまで取り組んできたいじめ未然防止等の取組をまとめた。

町田市教育委員会では、児童生徒が、いじめによって悩み苦しむことがなく、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、「いじめを決して見逃さない、いじめを決して許さない」という決意を持って、教育委員会と学校が一丸となっていじめ防止等に取り組んでいく。

I 町田市いじめ問題調査委員会からの提言（「報告書の概要より」）

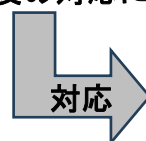
1 いじめ防止のために

- (1) 誰もが安心して通える学級・学校づくり
- (2) いじめの透明化・潜在化への注意と対応
- (3) 教員のスキルアップと組織的な対応
- (4) 児童らの相談窓口の設置と教員との情報共有
- (5) 保護者との連携
- (6) 学校以外の地域での居場所の提供と地域でのネットワーク
- (7) 専門機関との連携
- (8) いじめへの対応のための教員の増員及び専門部の設置



- 1 (1)、(2)、(3)、(4)
- 2 (1) ②③④⑦、(2)、(3)、(5)、(6)
- 3 (1)、(2)、(3)、(4)、(6)
- 4 (1)、(2)

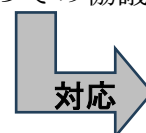
2 いじめ発見・解消後の対応について



- 1 (1)、(2)、(3)、(4)
- 2 (1) ①②

3 重大事態への対応

- (1) ガイドラインに沿った対応を心がける
- (2) 遺族から自死といじめの関係が指摘された場合は、28条調査とすべき
- (3) 調査主体の公平性の確保
- (4) 遺族への配慮
- (5) 調査経過・結果の説明とその仕方について
- (6) 調査開始にあたっての協議、確認等



- 1 (1)、(2)
- 2 (1) ⑦

4 ICT教育とSNSの問題

- (1) 児童へ機器操作はもとより情報モラル等の基本を徹底して教育すること
- (2) アカウント、パスワード、使用アプリや取り扱う情報の管理を意識的に行うこと
- (3) 対応マニュアルの作成など、事案が起こった場合の対応の準備
- (4) 専門家や保護者など学校内外との連携



2 (1) ⑤⑥、(4)	3 (5)
4 (3)	5 (1)、(2)

※ □内の数字は、「II 提言を踏まえた教育委員会としての対応」の項目番号を示しています。

II 教育委員会の取組

1 学校の組織力向上に向けた取組

(1) 町田市いじめ防止基本方針の改定

いじめ防止に向けて従前から進めている、いじめを「防ぐ」、いじめに「気付く」、いじめから「守る」のいじめ対策について引き続き重視し、町田市立学校におけるいじめの実態を踏まえた、いじめ対応のあり方や保護者との連携の仕方、重大事態発生時の対応方法などについてわかりやすく示し、2022年4月に改定した。

(2) いじめ対応フロー図の改定

いじめ発生時に、教員の動きや報告先が分かりやすいように、学校対応の流れをまとめたフロー図を2023年3月に改定した。また、フロー図を活用し事例検討等の研修を実施する。

(3) 学校いじめ対応チームの月1回の定例会の実施

心のアンケート実施後の情報共有、いじめ事案の確認、いじめ事案への対応方針の検討、経過報告など、組織的に対応し、いじめの未然防止やいじめが起きにくい、いじめを許さない環境を作るため、学校いじめ対応チーム定例会を月1回実施するようにした。学校いじめ対応チーム定例会については、教育課程にも位置付けるようにした。

(4) 心のアンケートのチェックリストの作成・実施

各学校が、心のアンケートの実施後に確認するためにチェックリストを活用し、組織的に対応し、いじめの認知や解消についての判断などの確認を適切に行うために、心のアンケートチェックリストを作成した。

2 教職員の対応力の向上に向けた取組

(1) 様々な研修の充実

<教育委員会が実施する研修>

①いじめの対応事例を用いた研修

教員が、いじめ対応について理解を深め、自校での対応に生かせるようにするために、小学校、中学校それぞれ校種別の事例を作成し、若手育成研修や生活指導主任会などで、フロー図を活用した事例検討を行う。

②いじめ防止等に関する研修

専門家を招き、いじめの未然防止や早期対応などに関する対応力の向上を図る。

③hyper-QU 活用研修

hyper-QU の結果の分析や活用方法について教員が理解し、生徒理解や学級経営に生かしていく。

④学級経営に関する研修

若手教員育成研修において、特別活動や児童生徒理解など学級経営に関する研修の充実を図る。

⑤情報モラルチェックシートを活用した研修

情報モラルに関する指導を振り返るために情報モラルチェックシートを作成し、教員の情報モラル指導力の向上を図る。

⑥情報セキュリティ研修

クラウドでのファイル管理の特徴やファイル共有における情報セキュリティ対策に関する研修の充実を図る。

<学校が実施する研修>

⑦いじめに関する校内研修

- ・ 全ての教職員が、いじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、適切に組織的な対応を行うことを徹底させる。また、児童・生徒の様子から軽微な段階でいじめに気付くことができるようにするなど、教職員の対応力の向上を図る。
- ・ 校内におけるいじめに関する研修（年3回以上）実施し、そのうち1回は重大事態について取り扱うこととする。

(2) いじめに関する内容や取組の管理職への周知

毎月の定例校長会、定例副校長会において、いじめの未然防止や対応等に関する内容を取り上げ、管理職のいじめ問題に対する認識を高める。

(3) ふれあい月間（6月・11月）におけるいじめ防止などに関する取組

ふれあい月間（6月・11月）にいじめに関する授業やいじめ防止に関する取組、個別面談等を実施し、児童生徒がいじめについて考え、教員が児童生徒の状況を把握するとともに教員間で共通理解を図り、組織的にいじめや問題行動等の早期発見、早期対応を図る。

(4) 「Machida Next Education 教員の手引き」の改定

- ・ 情報モラル教育の内容の充実を図るため、情報モラルについて各学年で身に付けるべきことや、情報モラル関連教材を整理して掲載した。
- ・ タブレット端末に関するトラブルなどが発生した際の対応について明記する。

(5) 関係機関や専門性を持った職員との連携

- ・ 専門性を持ったスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどとの連携の強化を図る。
- ・ 子ども家庭支援センターや児童相談所、警察等との情報共有体制の明確化を図る。

(6) 相談窓口の周知

教職員の経験年数に関係なく誰しものが一人で抱え込むことがないように、また、教職員が組織的な対応へと向かうことができるよう、相談窓口等を示した、教職員向けのチラシを作成し周知した。

3 児童生徒が安全安心な学級・学校生活を送るための取組

(1) hyper-QUの全校実施

児童生徒の学校生活での意欲や満足感及び学級集団の状態を測定し、悩んでいる児童生徒への対応や円滑な学級運営に活用する。(小学校第5学年、中学校第2学年)

(2) 認め合う集団の形成に向けた授業改善

町田市スタンダード授業改善シートを活用し、日々の授業を通して子どもたちが認め合う集団の形成に向けた授業改善に取り組む。

(3) 児童生徒が主体的に考え、伝え合う機会の充実

- ・ 中学生フォーラムを実施し、学校生活の中にある課題などのテーマに沿って各学校の取組について意見交換したり、自分たちに何ができるかを主体的に話し合ったりし、メッセージなどにまとめ市立小中学校へ発信する。各学校では、発信された意見を踏まえ、テーマに応じた取組を実施する。
- ・ 日常の活動や学習の中で、児童生徒が友達の様々な考えに触れたり受け入れたりしながら、学び合う機会の充実を図る。

(4) 道徳教育の充実

児童生徒の豊かな心を育てるために、道徳教育の充実を図る。また、「いじめに関する授業」を特別の教科 道徳や特別活動に位置付け、年3回以上実施する。

(5) 専門家を活用したセーフティ教室や情報モラル教育

ICT 支援員や警察、通信会社などの専門家を活用したセーフティ教室や情報モラル教育を実施し、児童生徒の情報モラルの向上を図る。

(6) 相談窓口の周知

児童生徒が気軽に相談できるよう、タブレット端末のブックマークに、相談窓口の一覧や相談先のリンクを登録した。また、長期休業期間前後には、相談先一覧を配布している。

4 保護者との連携の充実に向けた取組

(1) 教育相談との連携

教育センターの教育相談等について、まちだ子育てサイト、教育センターのホームページでの紹介や、教育相談について掲載している保護者向け町田市教育センターリーフレットを作成し、教育センターの教育相談と連携した対応の充実を図った。

(2) 「いじめ早期発見・早期対応リーフレット」(保護者向け)の改定

改定したいじめ対応フロー図の掲載など、より分かりやすい内容に改定し周知する。

(3) ICT 関連の取組の保護者への周知

「家庭学習の手引き」「タブレットを使うときの約束」を改定し、ICT 関連の情報を充実させると共に、使用状況ログの取得を明記し、保護者へ周知した。

5 ICT 環境の整備に関する取組

(1) タブレット端末の管理機能について

① フィルタリング機能の導入

タブレット端末でのインターネット利用時における、SNS 等の学習に関係のないサイトへのアクセスを制限するフィルタリング機能を導入した。

② キーワード検知機能の導入

あらかじめ指定したキーワードを使用して、児童生徒がウェブ検索やウェブサイトへ書き込みをした場合に検知し管理職に通知する、キーワード検知機能を導入した。

③ タブレット端末使用時のログの取得

タブレット端末の一人一人の使用状況について、子どもたちがタブレット端末をどんなことに使ったのか、どんなウェブサイトを見たのか等のログを取得できるようにした。

④ タブレット端末利用時間の制限

児童生徒のタブレット端末からのインターネット利用可能時間の制限。(2 時から 5 時までには制限)

(2) パスワードの適正な管理

児童生徒のタブレット端末ログイン時のパスワードを、必ず他者から類推できないものにするよう各学校に周知した。